

加工でん粉の食品添加物指定に関して

厚生労働省より食品衛生法施行規則の一部を改正する省令および食品添加物等の規格基準の一部を改正する告示が平成20年10月1日に公布され、次の加工デンプン11品目については、添加物として取り扱われることとなりました。

- ・ アセチル化アジピン酸架橋デンプン
- ・ アセチル化酸化デンプン
- ・ アセチル化リン酸架橋デンプン
- ・ オクテニルコハク酸デンプンナトリウム
- ・ 酢酸デンプン
- ・ 酸化デンプン
- ・ ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン
- ・ ヒドロキシプロピルデンプン
- ・ リン酸架橋デンプン
- ・ リン酸化デンプン
- ・ リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン

詳しい情報は下記ページ等でご確認下さい。

- ・ 厚生労働省令第百五十一号(食品衛生法施行規則の一部改正)
- ・ 厚生労働省告示第四百八十五号(食品、添加物等の規格基準の一部改正)
- ・ 加工デンプンの添加物指定に伴う表示の改正について
<http://www-bm.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/info/081001-1.html>
- ・ 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(平成20年10月1日食安発第1001001号)
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/2002J201001001.pdf>